

デジタルサイネージにおける 非常災害時緊急放送の受信公開 について

平成24年12月11日
NHK関連事業局

緊急放送の受信公開の基本スタンス

国民の生命・財産を保全し、必要な情報を迅速かつ的確に、広く視聴者に伝えるという公共放送の使命達成の観点から、積極的に対応。

緊急放送の受信公開の許諾

受信公開には、著作権法上の権利の許諾が必要です。



一定の要件のもと無償で許諾します。
サイネージ設置場所の所轄放送局に
申請し、覚書を締結します。

※複数の都府県にまたがるサイネージを集中管理している場合は、当該管理施設の場所を所轄する放送局がまとめて覚書締結も可。

受信公開対象の「緊急放送」

サイネージを設置した都道府県で、震度5弱以上の地震が発生した時

東海地震情報、テロ発生情報、噴火、台風や大規模降雨・降雪など、上記に準ずるとNHKが認めた時

受信公開のおもな要件

放送をそのまま受信公開し、番組の中断、改変、録画をしない。

受信公開中のCMは禁止。

受信公開開始・終了時は、速やかにNHKに通知。

NHKが要請した時は、受信公開を終了する。

受信公開の注意点

受信公開中は、番組変更のお知らせ、電子番組表、NHK窓口への確認等で、最新の放送予定を把握してください。

※一般に放送番組には放送局の権利のほか、音楽、脚本、CG、出演者等の権利があり、許諾外の番組を受信公開すると問題が生じる恐れがあります。特に朝の連続テレビ小説（ドラマ）や大河ドラマに注意！

受信公開により通行人等が滞留しても、安全・交通上問題ない場所か、申請前に確認してください。

デジタルサイネージにおける
非常災害時緊急放送の受信公開
について

(終)

(問い合わせ)
NHK関連事業局
03-5455-2103